

令和4年6月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器、食器洗い乾燥機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うち石油ストーブ（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 8件
（うち
イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵）1件、
除湿機1件、IH調理器1件、電気衣類乾燥機1件、電子レンジ1件、
電気温風機（セラミックファンヒーター）1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、食器洗い乾燥機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 3件
（うち電気炊飯器1件、階段昇降機1件、自転車1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202000224、A202100175、A202100194、A202100291、A202100457、A202100714を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200155	令和4年5月 ※不明	令和4年6月2日	電気炊飯器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202200157	令和3年7月7日	令和4年6月3日	階段昇降機	死亡1名	当該製品を使用中、当該製品の肘掛けと2階の床(はり)に挟まれ、病院に搬送後、死亡した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200159	令和4年3月25日	令和4年6月3日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
 該当案件なし